

安全報告 【平成 19 年度版】

● ご利用の皆様へ

当社の索道事業に対しまして、日頃のご利用とご理解をいただき、誠にありがとうございます。当社は経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守と共に安全輸送に努めております。当報告は鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について自ら振り返ると共に、広くご理解をいただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

加森観光株式会社

代表取締役 加森 公人

ロープウェイ・ゴンドラ・リフトの安全に対する取り組みについて

● 輸送の安全を確保するための基本方針

- 1 社長及び役員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定めています。
- 2 職員等の安全に関わる行動範囲（安全の基本理念、安全方針）は、次の通りとしました。
 - (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を正しく理解すると共にこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
 - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
 - (5) 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
 - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
 - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に取り組むこと。

輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

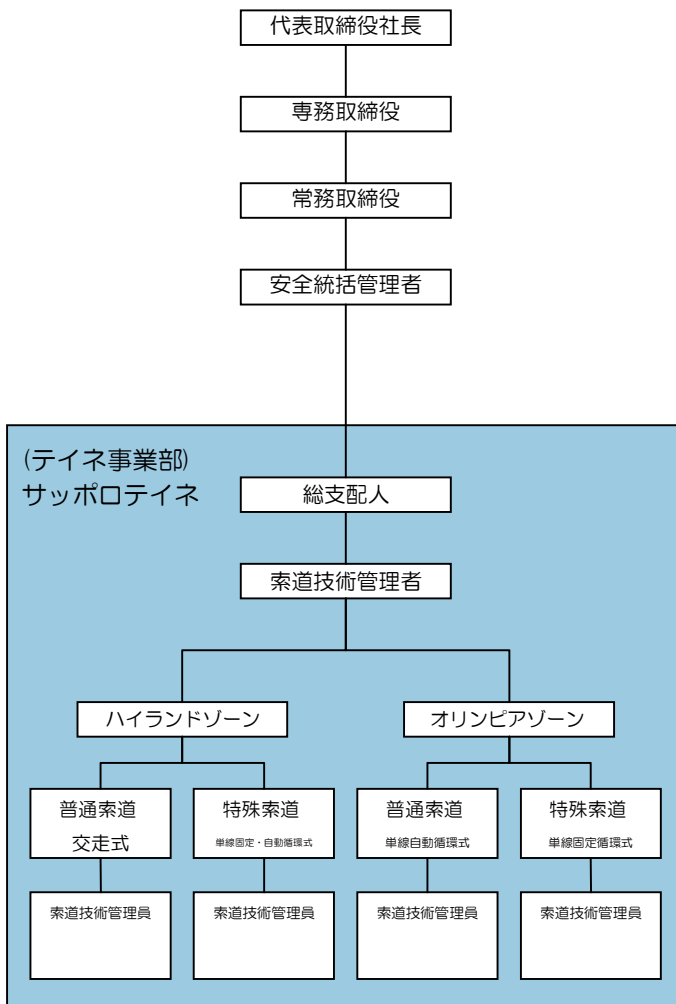
● 輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施並びに管理体制を整備するとともに索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- (3) 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- (4) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- (5) 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する改善施策に決定に際しては安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- (6) 社長及び役員は、事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態（以下、「事故・災害」という）規模の内容等に応じ、対策方法その他必要な事項を職員等に周知徹底する。

● 安全確保に関する体制図

サッポロティネの索道事業における安全確保に関する体制と各責任者の役割及び権限は、下図に掲げるとおりとしました。

※安全確保に関する体制図※



● 責任者の役割及び権限

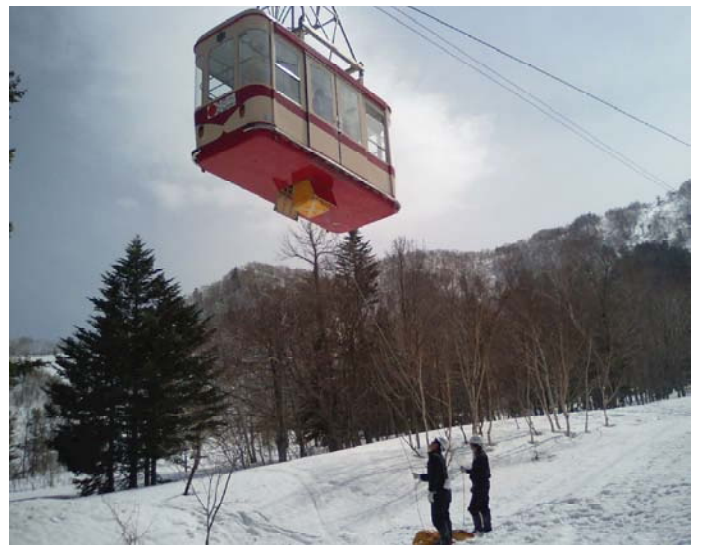
1. 安全統括管理者：
索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。
2. 総支配人：
担当事業所内の索道事業の運輸全般を総括し、所属の係員を指揮、監督する。
3. 索道技術管理者：
安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
4. 索道技術管理員：
索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

輸送の安全の確保に関する管理方法

● 輸送の安全を確保するための取り組み

1 緊急時対応訓練

サッポロテイネでは毎年、夏・冬シーズン開始前に万一の事故や災害を想定した救助訓練や、予備原動機の操作訓練、従業員の社内研修を実施し、特に救助関係では手稲消防署と協力した取り組みを行うなど万全の体制を整えています。



● ロープウェイの救助訓練の様子（H19.4.22）



● リフトの救助訓練の様子（H19.11.18）

2 救命講習（AED含む）

輸送やスキー場利用のお客様への安全の為、日本スキー連盟及び日本赤十字社で行う救急法の受講を終了したパトロール隊員や社員を各所配置し万全を期しています。

3 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

(1) ロープウェイ・ゴンドラ・リフトの整備の実施

主に握索装置関係、制動機関係、支柱索受装置関係、油圧装置関係の部品交換及び整備を実施いたしました。

また、使用時間、期間に準じた支えい索（ワイヤーロープ）の交換作業を実施いたしました。

(2) スキー場オープン前に従業員教育を実施いたしました。

(3) 営業運行前に始業点検、試運転を実施してお客様の安全が確保されることを確認してから営業運転に入りました。

(4) 乗場、降場では減速や声掛けを行いお客様が安全に乗降できるようサポートいたしました。

(5) 天候、風の情報は朝礼等で注意し気象の変化に対応した運行に努めました。

(6) 運輸局、索道協会からの事故情報は全従業員に回覧し、安全意識の向上に努めました。

(7) 加森観光グループ内にて索道担当者会議（年2回）と索道施設や安全管理について内部監査を実施し、問題点の提起、改善及び情報交換に努めました。

● 検査について

毎日始業点検、試運転を実施し安全を確認してから営業運転を行っています。

また、関係法令及び「整備細則」に基づいて定期検査を行っています。

● 索道事故及びインシデントについて

平成19年度の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

- | | | |
|---------------|------|-----------------------|
| 1 索道運転事故の発生状況 | 普通索道 | ： 索道運転事故の発生はありませんでした。 |
| | 特殊索道 | ： 索道運転事故の発生はありませんでした。 |
| 2 インシデントの発生状況 | 普通索道 | ： インシデントの発生はありませんでした。 |
| | 特殊索道 | ： インシデントの発生はありませんでした。 |

平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）は事故も無く無事に営業を終了する事が出来ました。これもひとえに当社索道運営に対するお客様からの多大なるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。平成20年度も更に安全管理と機械整備に努め、より一層安全な索道環境を提供したいと考えております。

当「安全報告」及び、当社の安全への取り組み全般に対するご意見、ご感想をいただければ幸いです。